



開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和8年4月版）		改正前（令和7年1月1月版）							
11	<p>表 2.2 危険物（建築基準法施行令第116条第1項の表）</p> <table border="1"> <tr> <td>自己反応性物質</td> <td>有機過酸化物質、硝酸エステル類、ニトロ化合物、ニトロソ化合物、アゾ化合物、ジアゾ化合物、ヒドラジンの誘導体、<u>ヒドロキシルアミン、ヒドロキシルアミン塩類</u>、その他のもので危険物の規制に関する政令で定めるもの、前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの</td> </tr> </table>	自己反応性物質	有機過酸化物質、硝酸エステル類、ニトロ化合物、ニトロソ化合物、アゾ化合物、ジアゾ化合物、ヒドラジンの誘導体、 <u>ヒドロキシルアミン、ヒドロキシルアミン塩類</u> 、その他のもので危険物の規制に関する政令で定めるもの、前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	11	<p>表 2.2 危険物（建築基準法施行令第116条第1項の表）</p> <table border="1"> <tr> <td>自己反応性物質</td> <td>有機過酸化物質、硝酸エステル類、ニトロ化合物、ニトロソ化合物、アゾ化合物、ジアゾ化合物、ヒドラジンの誘導体、<u>_____</u>その他のもので危険物の規制に関する政令で定めるもの、前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの</td> </tr> </table>	自己反応性物質	有機過酸化物質、硝酸エステル類、ニトロ化合物、ニトロソ化合物、アゾ化合物、ジアゾ化合物、ヒドラジンの誘導体、 <u>_____</u> その他のもので危険物の規制に関する政令で定めるもの、前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		
自己反応性物質	有機過酸化物質、硝酸エステル類、ニトロ化合物、ニトロソ化合物、アゾ化合物、ジアゾ化合物、ヒドラジンの誘導体、 <u>ヒドロキシルアミン、ヒドロキシルアミン塩類</u> 、その他のもので危険物の規制に関する政令で定めるもの、前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの								
自己反応性物質	有機過酸化物質、硝酸エステル類、ニトロ化合物、ニトロソ化合物、アゾ化合物、ジアゾ化合物、ヒドラジンの誘導体、 <u>_____</u> その他のもので危険物の規制に関する政令で定めるもの、前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの								
12	<p>図 2.1 蓄電所（系統用蓄電池）の開発許可要否</p>	12	<p>図 2.1 蓄電所（系統用蓄電池）の開発許可要否</p>						
23	<p>表 3.2 法第29条第1項第3号で定める公益上必要な建築物</p> <table border="1"> <tr> <td>14</td> <td>電気事業法2①十六の電気事業の用に供する同項十八の電気工作物を設置する施設である建築物 ガス事業法2⑬に規定するガス工作物（同条②に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）を設置する施設である建築物</td> <td><u>一般送配電事業</u>及び<u>特定送配電事業</u>の用に供する発電所、変電所、送電所、<u>蓄電所</u>、<u>配電所</u> 製造所 注）大口ガス事業については許可要。</td> </tr> </table>	14	電気事業法2①十六の電気事業の用に供する同項十八の電気工作物を設置する施設である建築物 ガス事業法2⑬に規定するガス工作物（同条②に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）を設置する施設である建築物	<u>一般送配電事業</u> 及び <u>特定送配電事業</u> の用に供する発電所、変電所、送電所、 <u>蓄電所</u> 、 <u>配電所</u> 製造所 注）大口ガス事業については許可要。	23	<p>表 3.2 法第29条第1項第3号で定める公益上必要な建築物</p> <table border="1"> <tr> <td>14</td> <td>電気事業法2①十六の電気事業の用に供する同項十八の電気工作物を設置する施設である建築物 ガス事業法2⑬に規定するガス工作物（同条②に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）を設置する施設である建築物</td> <td><u>一般電気事業</u>及び<u>卸電気事業</u>の用に供する発電所、変電所、送電所、<u>_____</u> 製造所 注）大口ガス事業については許可要。</td> </tr> </table>	14	電気事業法2①十六の電気事業の用に供する同項十八の電気工作物を設置する施設である建築物 ガス事業法2⑬に規定するガス工作物（同条②に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）を設置する施設である建築物	<u>一般電気事業</u> 及び <u>卸電気事業</u> の用に供する発電所、変電所、送電所、 <u>_____</u> 製造所 注）大口ガス事業については許可要。
14	電気事業法2①十六の電気事業の用に供する同項十八の電気工作物を設置する施設である建築物 ガス事業法2⑬に規定するガス工作物（同条②に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）を設置する施設である建築物	<u>一般送配電事業</u> 及び <u>特定送配電事業</u> の用に供する発電所、変電所、送電所、 <u>蓄電所</u> 、 <u>配電所</u> 製造所 注）大口ガス事業については許可要。							
14	電気事業法2①十六の電気事業の用に供する同項十八の電気工作物を設置する施設である建築物 ガス事業法2⑬に規定するガス工作物（同条②に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）を設置する施設である建築物	<u>一般電気事業</u> 及び <u>卸電気事業</u> の用に供する発電所、変電所、送電所、 <u>_____</u> 製造所 注）大口ガス事業については許可要。							

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和8年4月版）		改正前（令和7年11月版）																																					
29	<p>表 3.6 開発行為許可申請書添付図書一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>開発区域の土地の全部事項証明書</td> <td>市規則第2条第1号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td><u>3か月以内に取得したもの</u> 用地関係地番一覧表</td> </tr> <tr> <td>法務局備付の地図（公図など）</td> <td>〃 第2号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td><u>3か月以内に取得したもの</u> 明示すべき事項は、表3. 8のとおり</td> </tr> <tr> <td>申請者の資力等に関する申告書</td> <td>市規則第2条第5号 (市規則様式第6号)</td> <td>○ (盛土みなし許可対象)</td> <td>○ (1ha以上) (盛土みなし許可対象)</td> <td>○</td> <td><u>3か月以内に取得した法人の全部事項証明書</u>（個人の場合は住民票）、事業経歴書、納税証明書、財務諸表（過去1年間）等</td> </tr> </table>	開発区域の土地の全部事項証明書	市規則第2条第1号	○	○	○	<u>3か月以内に取得したもの</u> 用地関係地番一覧表	法務局備付の地図（公図など）	〃 第2号	○	○	○	<u>3か月以内に取得したもの</u> 明示すべき事項は、表3. 8のとおり	申請者の資力等に関する申告書	市規則第2条第5号 (市規則様式第6号)	○ (盛土みなし許可対象)	○ (1ha以上) (盛土みなし許可対象)	○	<u>3か月以内に取得した法人の全部事項証明書</u> （個人の場合は住民票）、事業経歴書、納税証明書、財務諸表（過去1年間）等	29	<p>表 3.6 開発行為許可申請書添付図書一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>開発区域の土地の全部事項証明書</td> <td>市規則第2条第1号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>_____ 用地関係地番一覧表</td> </tr> <tr> <td>法務局備付の地図（公図など）</td> <td>〃 第2号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>明示すべき事項は、表3. 8のとおり</td> </tr> <tr> <td>申請者の資力等に関する申告書</td> <td>市規則第2条第5号 (市規則様式第6号)</td> <td>○ (盛土みなし許可対象)</td> <td>○ (1ha以上) (盛土みなし許可対象)</td> <td>○</td> <td>_____法人の全部事項証明書（個人の場合は住民票）、事業経歴書、納税証明書、財務諸表（過去1年間）等</td> </tr> </table>	開発区域の土地の全部事項証明書	市規則第2条第1号	○	○	○	_____ 用地関係地番一覧表	法務局備付の地図（公図など）	〃 第2号	○	○	○	明示すべき事項は、表3. 8のとおり	申請者の資力等に関する申告書	市規則第2条第5号 (市規則様式第6号)	○ (盛土みなし許可対象)	○ (1ha以上) (盛土みなし許可対象)	○	_____法人の全部事項証明書（個人の場合は住民票）、事業経歴書、納税証明書、財務諸表（過去1年間）等
	開発区域の土地の全部事項証明書	市規則第2条第1号	○	○	○	<u>3か月以内に取得したもの</u> 用地関係地番一覧表																																	
法務局備付の地図（公図など）	〃 第2号	○	○	○	<u>3か月以内に取得したもの</u> 明示すべき事項は、表3. 8のとおり																																		
申請者の資力等に関する申告書	市規則第2条第5号 (市規則様式第6号)	○ (盛土みなし許可対象)	○ (1ha以上) (盛土みなし許可対象)	○	<u>3か月以内に取得した法人の全部事項証明書</u> （個人の場合は住民票）、事業経歴書、納税証明書、財務諸表（過去1年間）等																																		
開発区域の土地の全部事項証明書	市規則第2条第1号	○	○	○	_____ 用地関係地番一覧表																																		
法務局備付の地図（公図など）	〃 第2号	○	○	○	明示すべき事項は、表3. 8のとおり																																		
申請者の資力等に関する申告書	市規則第2条第5号 (市規則様式第6号)	○ (盛土みなし許可対象)	○ (1ha以上) (盛土みなし許可対象)	○	_____法人の全部事項証明書（個人の場合は住民票）、事業経歴書、納税証明書、財務諸表（過去1年間）等																																		
36	<p><u>4. 許可又は不許可（法第35条）</u> (4) 許可標識の掲示（県条例第2条及び盛土規制法第49条） 開発許可を受けた者は、その工事の期間中<u>（工事着手日から検査済証の発行まで）</u>工事現場の見やすい場所に、県規則様式第8号の開発許可済標識を掲示しなければならない。</p>	36	<p><u>4. 許可又は不許可（法第35条）</u> (4) 許可標識の掲示（県条例第2条及び盛土規制法第49条） 開発許可を受けた者は、その工事の期間中_____工事現場の見やすい場所に、県規則様式第8号の開発許可済標識を掲示しなければならない。</p>																																				
50	<p><u>2. 開発登録簿（法第46条、第47条）</u> (2) 開発登録簿の調製 開発登録簿は、調書（県規則様式第6号）と土地利用計画図から成る。 開発登録簿は、開発許可をしたとき<u>及び開発行為に同意したときに</u>一定事項を登録し、その後、次のような時点に必要な追加登録、修正を行う。</p>	50	<p><u>2. 開発登録簿（法第46条、第47条）</u> (2) 開発登録簿の調製 開発登録簿は、調書（県規則様式第6号）と土地利用計画図から成る。 開発登録簿は、開発許可をしたとき_____一定事項を登録し、その後、次のような時点に必要な追加登録、修正を行う。</p>																																				

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和8年4月版）						改正前（令和7年1月1月版）					
表 7.2 開発許可制度関係手数料（R8.4.1改正）						表 7.2 開発許可制度関係手数料（R元10.1改正）					
手数料条例第2条該当項目	手数料の名称	手数料の額（円）				手数料条例第2条該当項目	手数料の名称	手数料の額（円）			
		開発区域の面積 (ha)	自己居住用	自己業務用	非自己用			開発区域の面積 (ha)	自己居住用	自己業務用	非自己用
第3項第1号	都計法第29条第1項又は第2項の開発行為許可申請手数料	0.1未満	9,600	16,100	98,900	第3項第1号	都計法第29条第1項又は第2項の開発行為許可申請手数料	0.1未満	9,080	13,600	91,700
		0.1～0.3	26,000	34,000	154,000			0.1～0.3	23,600	32,000	141,000
		0.3～0.6	49,400	73,900	218,000			0.3～0.6	45,600	68,600	202,000
		0.6～1.0	98,900	140,000	300,000			0.6～1.0	91,700	130,000	277,000
		1.0～3.0	148,000	227,000	451,000			1.0～3.0	137,000	211,000	416,000
		3.0～6.0	195,000	307,000	580,000			3.0～6.0	182,000	286,000	538,000
		6.0～10.0	250,000	393,000	749,000			6.0～10.0	234,000	360,000	696,000
		10.0以上	341,000	550,000	988,000			10.0以上	319,000	508,000	920,000
第3項第2号	都計法第35条の2第1項の開発行為変更許可申請手数料	申請1件につき次のイからハまでの額を合算した額（その額が988,000円を超えるときは988,000円）				第3項第2号	都計法第35条の2第1項の開発行為変更許可申請手数料	申請1件につき次のイからハまでの額を合算した額（その額が920,000円を超えるときは920,000円）			
		イ 開発行為に関する設計の変更（ロのみに該当する場合を除く）については、開発区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額						イ 開発行為に関する設計の変更（ロのみに該当する場合を除く）については、開発区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額			
		ロ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前各号に規定する額						ロ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前各号に規定する額			
		ハ その他の変更						ハ その他の変更			
第3項第3号	都計法第41条第2項ただし書の建築許可申請手数料				53,500	第3項第3号	都計法第41条第2項ただし書の建築許可申請手数料				49,100
第3項第4号	都計法第42条第1項ただし書の建築許可申請手数料				30,100	第3項第4号	都計法第42条第1項ただし書の建築許可申請手数料				28,200
第3項第5号	都計法第45条の開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料	自己居住用			1,960	第3項第5号	都計法第45条の開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料	自己居住用			1,830
		自己業務用 (1ha未満)			1,960			自己業務用 (1ha未満)			1,830
		自己業務用 (1ha以上)			2,850			自己業務用 (1ha以上)			2,710
		非自己用			18,100			非自己用			17,000
第3項第6号	開発登録簿の写の交付申請手数料				620	第3項第6号	開発登録簿の写の交付申請手数料				500
第7項第7号	租特法の優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地の面積 (ha)				第7項第7号	租特法の優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地の面積 (ha)			
		0.1未満						0.1未満			
		0.1～0.3						0.1～0.3			
		0.3～0.6						0.3～0.6			
		0.6～1.0						0.6～1.0			
		1.0～3.0						1.0～3.0			
		3.0～6.0						3.0～6.0			
		6.0～10.0						6.0～10.0			
10.0以上				10.0以上							